

## 【ドイツ】 製造業に対する環境税還付措置とエネルギー効率化

海外立法情報課・渡辺 富久子

\* 製造業の競争力を維持するために、製造業者は一定の要件で、納付した環境税の一部の還付を受ける。この還付措置は 2012 年末までとされていたが、2022 年まで延長された。環境税の還付を申請する製造業者は、エネルギー効率を改善する義務を新たに負うことになった。

### 1 従来環境税還付措置

ドイツにおいて、環境税は、エネルギー消費を減らすことを目的として 1999 年に導入された。環境税の導入は、同時に、税収の大部分を年金財源に繰り入れることをも目的としており、環境税の導入に伴い年金保険料が引き下げられ、事業主の社会保険料負担が軽減された。

環境税は、エネルギー税（ガソリン、石油、石炭、天然ガス等への課税）及び電力税であり、エネルギー税法及び電力税法において定められている。法律では様々な減免措置が定められており、製造業者の環境税の税率は、通常税率の 75% に軽減されている。さらに、製造業者の環境税納付額が、従業員の年金保険料の事業主負担分の軽減額を上回る場合には、上回った額の 90% まで還付を受けることができる（以下「還付措置」（Spitzenausgleich））。この還付措置は、EU の法令上、公正な競争を阻害する補助金とみなされ、EU の承認が必要とされる。これまでは、2000 年に連邦政府と経済界が気候変動対策のために締結した協定に定める目標を経済界が達成することを条件に、2012 年末までの還付措置が EU により承認されていた。この目標は、温室効果ガス排出量を 2012 年に 1990 年比で 35% 削減するというものであった。

### 2 2013 年以降の環境税還付措置の継続

製造業者に対する環境税の還付措置を 2013 年以降も継続するために、2012 年 12 月にエネルギー税法及び電力税法が改正された。改正法（注 1）は、一部を除き、2013 年 1 月 1 日から施行される。還付措置に関する規定は、施行の期日までに EU の承認が得られなければ、EU の承認後に 2013 年 1 月 1 日に遡り、2022 年まで適用される。

法律の改正に当たっては、2012 年 8 月 1 日に、連邦政府と経済界との間でエネルギー効率を改善するための協定（注 2）が締結された。協定では、環境税の還付措置を継続する代わりに、製造業にエネルギー効率の改善が義務付けられ、改正法の規定は、この協定の内容を反映するものとなった。以下、改正後の環境税還付措置に関する規定（エネルギー税法第 55 条及び電力税法第 10 条）の概要を紹介する。

#### ・企業のエネルギーマネジメントシステムの導入義務

企業が環境税の還付を申請するためには、エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）を導入するか、又は EU の環境管理監査制度（EMAS）に登録している

ことが条件とされた。これには経過期間が設けられており、エネルギーマネジメントシステムの本格的な運用は 2016 年から必須となる。中小企業には、より簡素なエネルギー監査システムの運用でも、環境税の還付が認められる。

・製造業全体としてのエネルギー効率改善の目標

さらに、環境税の還付措置を継続する条件として、製造業全体のエネルギー強度（エネルギー消費量を総生産量で除した値で、エネルギー効率の指標として用いられる）の削減の数値目標が導入された。数値目標は、次の表のとおりである。

表 製造業によるエネルギー強度の削減の数値目標

申請年	基準年	目標値
2015	2013	1.3 %
2016	2014	2.6 %
2017	2015	3.9 %
2018	2016	5.25 %
2019	2017	6.6 %
2020	2018	7.95 %
2021	2019	9.3 %
2022	2020	10.65 %

出典：法律の規定に基づき、筆者作成。

2019 年以降の数値目標は、2017 年に実施される評価に基づいて見直される。また、数値目標の達成率が 96%以上であった場合には、従業員の年金保険料の事業主負担分の軽減額を上回る環境税納付額の 80%が、また、数値目標の達成率が 92%以上であった場合には、60%が還付される。

### 3 環境税と電力料金

以上に紹介した規定により、製造業者に還付される総額は、毎年 23 億ユーロと見積もられている（うち電力税分は約 21 億ユーロ）（注 3）。また、ドイツの電力料金には、電力税の他にも、再生可能エネルギーのための賦課金や送電系統使用料等の公租公課が含まれるが、製造業についてはこれらの負担も大きく減免されている。ドイツの電力料金は欧州の中でも比較的高いので、製造業の競争力確保のためにはこれらの減免措置は必須とされているが、EU の法令との適合性、環境への影響等、課題が大きい。

注

- (1) Zweites Gesetz zur Änderung des Energiesteuer- und des Stromsteuergesetzes sowie zur Änderung des Luftverkehrsteuergesetzes vom 5. Dezember 2012 (BGBl. I S.2436).
- (2) Vereinbarung zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der deutschen Wirtschaft zur Steigerung der Energieeffizienz vom 1. August 2012.
- (3) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/10744, S12.